

## 大崎市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

### 本編 目 次

改定後	改定前
第1章 省略	第1章 省略
第2章 省略	第2章 省略
第3章 省略	第3章 省略
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針
1. 公共施設等の管理に関する基本方針 41	1. 公共施設等の管理に関する基本方針 41
(1) 現状や課題に関する基本認識 41	(1) 現状や課題に関する基本認識 41
(2) 基本方針 42	(2) 基本方針 42
(3) 公共施設等の管理に関する基本方針 43	(3) 公共施設等の管理に関する基本方針 43
(4) 施設用途ごとの現状課題と基本方針 <u>47</u>	(4) 施設用途ごとの現状課題と基本方針 <u>46</u>
2. 施設類型ごとの管理に関する基本方針 <u>51</u>	2. 施設類型ごとの管理に関する基本方針 <u>50</u>
(1) 行政系施設 <u>51</u>	(1) 行政系施設 <u>50</u>
(2) 住宅系施設 <u>53</u>	(2) 住宅系施設 <u>52</u>
(3) 子育て支援系施設 <u>55</u>	(3) 子育て支援系施設 <u>54</u>
(4) 学校教育系施設 <u>57</u>	(4) 学校教育系施設 <u>56</u>
(5) 社会教育系施設 <u>59</u>	(5) 社会教育系施設 <u>58</u>
(6) スポーツ・レクリエーション系施設 <u>61</u>	(6) スポーツ・レクリエーション系施設 <u>60</u>
(7) 保健・福祉系施設 <u>63</u>	(7) 保健・福祉系施設 <u>62</u>
(8) 市民文化系施設 <u>65</u>	(8) 市民文化系施設 <u>64</u>
(9) 産業系施設 <u>67</u>	(9) 産業系施設 <u>66</u>
(10) 医療施設 <u>69</u>	(10) 医療施設 <u>68</u>
(11) 公園施設 <u>71</u>	(11) 公園施設 <u>70</u>
(12) 供給処理施設 <u>73</u>	(12) 供給処理施設 <u>72</u>
(13) その他施設 <u>75</u>	(13) その他施設 <u>74</u>

## 本編 目 次

改定後	改定前
(14) 道路・橋梁 <a href="#">77</a>	(14) 道路・橋梁 <a href="#">76</a>
(15) 上水道施設 <a href="#">78</a>	(15) 上水道施設 <a href="#">77</a>
(16) 下水道施設 <a href="#">80</a>	(16) 下水道施設 <a href="#">79</a>
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 <a href="#">82</a>	3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 <a href="#">81</a>
(1) 全庁的な取組体制の構築 <a href="#">82</a>	(1) 全庁的な取組体制の構築 <a href="#">81</a>
(2) 専門組織による公共施設等総合管理計画の検討 <a href="#">82</a>	(2) 専門組織による公共施設等総合管理計画の検討 <a href="#">81</a>
(3) 情報管理・共有のあり方 <a href="#">83</a>	(3) 情報管理・共有のあり方 <a href="#">82</a>
(4) フォローアップの実施方針 <a href="#">84</a>	(4) フォローアップの実施方針 <a href="#">83</a>

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 公共施設等の管理に関する基本方針

43～45ページ

改定後	改定前
<p>(3) 公共施設等の管理に関する基本方針</p> <p>更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえて、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。</p> <p>なお、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」に基づき、次の項目について検討します。</p> <div data-bbox="230 639 1079 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省）</p><ol style="list-style-type: none"><li>1) 点検・診断等の実施方針</li><li>2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針</li><li>3) 安全確保の実施方針</li><li>4) 耐震化の実施方針</li><li>5) 長寿命化の実施方針</li><li>6) ユニバーサルデザイン化の推進方針</li><li><b>7) 脱炭素化の推進方針</b></li><li>8) 統合や廃止の推進方針</li><li>9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li></ol></div> <p>1)～6) 文省略</p> <p><b>7) 脱炭素化の推進方針</b></p> <p><u>「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）、「第2次大崎市総合計画後期計画」と大崎市環境基本条例に基づいて策定されている「第2次大崎市環境基本計画」における考え方等を踏まえ、脱炭素化を推進します。</u></p> <p><u>また、「『宝の都（くに）・大崎』の実現に向けた持続可能な田園都市の創</u></p>	<p>(3) 公共施設等の管理に関する基本方針</p> <p>更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえて、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。</p> <p>なお、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）」に基づき、次の項目について検討します。</p> <div data-bbox="1211 639 2065 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省）</p><ol style="list-style-type: none"><li>1) 点検・診断等の実施方針</li><li>2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針</li><li>3) 安全確保の実施方針</li><li>4) 耐震化の実施方針</li><li>5) 長寿命化の実施方針</li><li>6) ユニバーサルデザイン化の推進方針</li></ol><p><b>追加</b></p><ol style="list-style-type: none"><li><b>7) 統合や廃止の推進方針</b></li><li><b>8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</b></li></ol></div> <p>1)～6) 文省略</p> <p><b>追加</b></p>

改定後	改定前
<p><u>生」の取り組みにより、令和4年5月20日に「SDG s 未来都市」に選定されるとともに、11月12日にゼロカーボンシティを宣言し、SDG s 未来都市おおさき2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへチャレンジする取り組みを実施しており、持続可能な地域を実現する脱炭素化を推進します。</u></p> <p><u>脱炭素化の推進方針について整理します。</u></p> <p><u>○大崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設を改修等する際は、率先して再生可能エネルギーの導入及び消費エネルギーの省力化を推進します。</u></p> <p><u>○SDG s 未来都市おおさき2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへチャレンジする取り組みを着実に実行します。</u></p> <p>8) 文省略 9) 文省略</p>	<p>7) 文省略 8) 文省略</p>